

大分大学医学部附属病院腫瘍センター緩和ケアセンター細則

平成27年11月30日制定

平成27年医学部附属病院細則第4-11号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院腫瘍センター細則（平成20年医学部附属病院細則第4-7号）第6条第2項の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において、悪性腫瘍、後天性免疫不全症等の患者及びその家族に対する高度な緩和ケアを行うために設置する緩和ケアセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 緩和計画の策定に関すること。
- (2) 緩和ケアに係る診療及びコンサルテーションに関すること。
- (3) 緩和ケア病棟の運営に関すること。
- (4) 緩和ケア外来の運営に関すること。
- (5) 緩和ケアに係る教育及び啓発に関すること。
- (6) 緩和ケアに係る研究に関すること。
- (7) 緩和ケアに係る地域連携に関すること。
- (8) その他緩和ケアに関すること。

2 前項第3号に規定する緩和ケア病棟の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(構成)

第3条 センターは、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) ジェネラルマネージャー
- (3) 緩和ケアチームの構成員

(センター長)

第4条 センター長は、病院長の命を受け、センターの業務を総括し、職員を指揮監督する。

2 センター長は、臨床医学系講座又は本院の教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。

3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ジェネラルマネージャー)

第5条 ジェネラルマネージャーは、病院長の命を受け、センターの機能を管理及び調整する。

(緩和ケアチーム)

第6条 センターに緩和ケアチームを置き、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 身体症状の緩和を担当する常勤の医師 若干人
- (2) 精神症状の緩和を担当する常勤の医師 若干人

- (3) 緩和ケアの経験を有する専ら当該業務に従事する（以下「専従」という。）常勤の看護師 若干人
 - (4) 緩和ケアの経験を有する専従又は専任の薬剤師 若干人
 - (5) 医療ソーシャルワーカー 若干人
 - (6) 管理栄養士 若干人
 - (7) 公認心理師 若干人
 - (8) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第1号に規定する者のうち、少なくとも1人は専従の医師とする。ただし、センター長が認める場合は、専任の医師をもって代えることができる。
 - 3 第1項第2号に規定する者のうち、少なくとも1人は専任の医師とする。ただし、センター長が認める場合は、この限りでない。
 - 4 第1項各号の構成員は、センター長が指名する。
 - 5 緩和ケアチームの構成員は、センター長の命を受け、センターの業務を処理する。

（診療科等の協力）

第7条 本院の診療科等は、センターの運営が円滑に行われるよう協力するものとする。

（運営委員会）

- 第8条 センターの運営に関する事項を審議するため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) センター長
 - (2) ジェネラルマネージャー
 - (3) 緩和ケアチームの構成員 若干人
 - (4) その他委員長が必要と認める者
 - 3 前項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
 - 6 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
 - 7 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
 - 8 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
 - 9 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 10 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（事務）

第9条 運営委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

（雑則）

第10条 この細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、病院長

が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に指名される第9条第2項に規定する委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 3 大分大学医学部附属病院腫瘍センター緩和ケア支援部門細則（平成21年医学部附属病院細則第4-43号）は、廃止する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4-5号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4-19号）

この細則は、平成28年9月27日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1-6号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院細則第4-12号）

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部附属病院細則第4-7号）

この細則は、令和5年12月21日から施行する。